

麻疹発生に伴う対応について

1. 麻疹の届出基準

臨床診断例：①麻疹に特徴的な発疹 ②発熱 ③カタル症状（咳、鼻汁、結膜充血など）

上記を全て満たすもの

上記の3症状を満たし、麻疹と臨床診断した症例は全例に検査診断を実施することが求められています。速やかに保健所へご連絡ください。検査方法については下記を参照ください。あわせて、感染症法に基づく届出を行ってください。

2. 麻疹疑いの患者さんの対応

- (1) 来院後に別室へ誘導し、できる限り他の患者との接触がないように配慮をお願いします。
- (2) 対応する職員は可能な限り麻疹に対する免疫能が高い者として下さい。
- (3) 病歴聴取、診察などにより麻疹と診断した場合は東大阪市保健所に発生届を提出して下さい。
- (4) 渡航歴や麻疹患者との接触歴などがあり、麻疹が疑わしい場合は保健所感染症対策課に連絡して下さい。（検査は、3症状を満たし麻疹と臨床診断した症例の検体が対象です。鑑別診断や除外診断のための検査は行いません）

3. 検体検査について *検体器具・容器については、医療機関でご負担ください、PCR検査は行政負担。

- (1) 血液：EDTA血（2ml以上）：血液2ml採取し、冷蔵保存（4℃）してください。

※血液（血清不可）：EDTA血あるいはクエン酸血、全血で1～2mlで検査可

※血算用スピッツ（白血球、赤血球、血小板数測定用）は通常、EDTA入りです。

また、ヘパリンはPCR反応を阻害することがあるため不可です。

※血液は凍結融解により溶血しますので、**絶対に凍結しない**でください。

- (2) 咽頭拭い液

・滅菌綿棒で採取後1～2mlの生理食塩水を滅菌スピッツに分注し、綿棒を入れて懸濁して冷蔵保存（4℃）してください。

- (3) 尿（10～20ml）

・スピッツに10～20mlの尿を入れて冷蔵保存（4℃）してください。

